

災害時における生活物資の確保に関する協定

災害時における生活物資の確保に関する協定

災害時に必要となる生活物資の確保及び供給協力に関し、西宮市（以下「甲」という。）とマックスバリュ西日本株式会社（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、西宮市内に大規模な地震・台風等による災害発生に際して、物価の高騰及び品不足による混乱発生を回避するため、乙の協力を得て生活物資を確保し、市民生活の早期安定を図ることを目的とする。

（災害時の認定）

第2条 災害時の認定は、甲が行う。

（生活物資の確保）

第3条 甲は災害発生に際し、乙に対し生活物資の確保及び安定供給について要請するものとする。

2 乙は、前項の要請を受けたときは、直ちに必要な措置を行い、生活物資の供給に関し優先的に協力するものとする。ただし、乙が被災したときはこの限りではない。

3 供給数量について、甲の要請に応じ難いときは、乙の申出によるものとする。

（生活物資の指定）

第4条 生活物資は別表1のとおりとし、乙はその供給可能な概数を、この協定締結の後、毎年4月に甲の請求に基づき報告するものとする。

2 前項に定めるもののほか、必要に応じて甲乙協議のうえ、別途指定できるものとする。

（要請方法）

第5条 甲は、乙に協力を要請する場合は、出荷要請書（様式第1号）により、乙に対し品目、数量、納入日時、納入場所その他必要な事項を明らかにして行うものとする。ただし、緊急を要するときは口頭で要請し、事後において出荷要請書を提出するものとする。

(生活物資の取引)

第6条 生活物資の取引場所は、甲、乙協議のうえ、定めるものとし、甲は当該場所において乙の提出する納品書等により確認のうえ、生活物資を引き取るものとする。

2 甲は必要に応じて乙に対し、生活物資の運搬の協力を求めることができるものとする。

(経費の負担)

第7条 乙が甲に供給した生活物資の代金および甲、乙協議のうえ必要と認めるその他の経費(以下「生活物資の代金等」という。)については、甲が負担するものとする。

2 生活物資の代金等の額は、災害発生時直前における適正な価格とする。

(経費の請求及び支払)

第8条 乙は、生活物資の納入が完了したときは、前条の価格による代金について、納品書と別途甲の定める請求書をもって、甲に請求するものとする。

2 甲は、前項の規定による乙からの代金の請求があったときは、その内容を確認のうえ、支払うものとする。

(傷害死亡等補償)

第9条 この協定に基づく乙の業務従事者が、負傷し、若しくは疾病にかかり、または死亡した場合の補償については、乙の責任において行うものとする。

(損害負担)

第10条 この協定に基づく業務により生じた損害の負担は、甲、乙協議して定めるものとする。

(情報交換及び提供)

第11条 甲及び乙は、この協定に基づく協力が円滑に行われるよう、必要に応じ相互に情報交換を行うものとし、平素から物価及び需給の動向、西宮市内の各店舗状況その他必要な事項について調査研究等に努め、災害発生時に備えるものとする。

2 甲及び乙は、諸活動中に覚知した災害に関する情報について、必要に応じ相互に提供し合うものとする。

(連絡責任者)

第12条 この協定に関する連絡責任者は、甲においては防災対策グループ長、乙においては総務部長とする。

(調査票の提出)

第13条 乙は、この協定締結の後、毎年4月に甲の請求に基づき「災害応援に関する調査票」(様式第2号)を提出するものとする。

(協定期間)

第14条 この協定の期間は、協定締結の日から当該年度末の3月31日を初年度の最終日とし、以後は4月1日より翌年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の1ヶ月前までに甲乙いずれかから協定解除または変更の申し出がないときは、さらに1年延長するものとし、以後はこの例によるものとする。

(協議)

第15条 この協定に定めのない事項またはこの協定の解釈について疑義が生じたときは、その都度、甲、乙協議して定めるものとする。

この協定締結の証として本書2通作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成20年1月15日

「甲」 西宮市六湛寺町10番3号
西宮市
西宮市長 山田 知

「乙」 姫路市北条口4丁目4番地
マックスバリュ西日本株式会社
代表取締役社長 藤本 昭

別表 1 生活物資

種 類	物 資 名
食器類	紙コップ、箸、フォーク、スプーン、紙皿
日用品雑貨	チリ紙、ティッシュ、石鹸、洗濯石鹸(粉)、紙オムツ
	歯ブラシ、歯磨き粉、軍手、ガムテープ、生理用品
	ウェットティッシュ、ライター（使い捨てライター等）
	マスク
光熱材料	卓上ガスコンロ、ガスボンベ、電池、ローソク
食 糧	米、パン、牛乳、各種缶詰、味噌、醤油、砂糖、各種野菜
	粉ミルク、インスタントラーメン、ソーセージ、ジュース
	マヨネーズ、玉子、菓子類、塩、調味料、お茶、水

- (1) 応急食糧等はおおむね上記の品目を基準とし、災害や緊急度の状況に合わせて指定する。
- (2) 品目は上記の他、甲、乙協議の上、その都度指定できるものとする。

様式第 1 号

西 発 第 号
平成 年 月 日

マックスバリュ西日本株式会社
代表取締役社長 藤本 昭 様

西宮市長 山田 知

出荷要請書

「災害時における生活物資の確保に関する協定」に基づき、災害応急対策に対する生活物資等の供給協力について、下記のとおり要請します。

日 時	平成 年 月 日	
場 所		
内 容	品目名	数 量
その他		

(要請担当者) 西宮市災害対策本部
事務局 防災対策グループ長 印
TEL 0798-35-3626

災害応援に関する調査票

基本情報

商号又は名称			
住 所	〒		
代表者氏名		F A X 番号	
電 話 番 号		e - m a i l	

緊急連絡先

連絡責任者氏名		役 職	
昼間連絡先		夜間連絡先	

事業所(活動拠点の所在地)

事業所名	
所在地	
位 置 図	
住宅地図その他、事業所の位置が明確に確認できるものを添付してください。	

様式 2 は、数社(協力会社を含む)のグループで班編成を組む場合には、その構成各社毎に必要となります。